

令和6年度「基金に係る事務及び基金に関連する事業の執行について」
「意見」の措置状況

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
26	第4 監査の結果 【2】基金の管理全般にかかる監査の総括 1. 基金全般にかかる監査の結果及び意見 (2) 基金の見直しに関して全庁的な方針を定めることについて（意見） 財政調整基金及び減債基金を除く、その他の特定目的基金（以下、「その他特定目的基金」という。）の基金残高を大阪府内の中核市及び奈良県内の主要都市と比較した結果を示すと次ページのとおりである。 （中略） 大阪府内の中核市及び奈良県内の主要都市との比較において、人口や基金の規模を勘案しても、その他特定目的基金の1基金当たりの残高がやや少ない状況にあるといえる。この点、基金の目的を達成したものが含まれている可能性や、社会情勢等の変化で十分に活用できなくなったものが含まれている可能性がある。 （表省略） 基金の管理や運用については、各基金条例の定めに基づき行うものの、具体的な事業内容は基金を管理する所管課に任されている。そのため、各所管課による管理の下で基金が有効活用されているか、社会情勢等の変化に伴い基金の必要性が疑わしい状況にないかなど、基金の設置目的が依然として有効であるかを定期的にモニタリングし、必要に応じて「基金の見直し」を行うべきであり、その仕組みを全庁的に設ける必要があると考える。 基金を活用した事業の効果の測定、つまり、事業実施の必要性の評価は、市の行政評価や事業実施計画の策定、予算査定などで確認されている。しかし、事業の実施が基金の設置目的に照らして、その目標や中長期計画に貢献しているのかを総合的に評価することも重要である。そして、基金の活用状況の総合的な評価を踏まえたうえで、今後も基金の有効活用が見込まれるかどうかを検討する必要がある。 なお、基金の目的の達成は中長期的に取り組んでいくものであることを勘案すると、総合的な評価による基金の活用方法の見直しの頻度は5年に一度程度とすることが考えられる。	財政課	措置しない （見解の相違）	基金は、各条例に基づき設置目的や運用方法が個別に定められており、所管課において事業の必要性や実施状況を踏まえ、予算編成等の過程で適切に見直しを行っています。 令和8年度予算編成時には、各基金所管課に対して「基金活用状況調書」の作成を依頼し、基金の活用方針、今後の方向性及び必要性について整理した上で提出を受けました。 一方で、基金の必要性や活用状況は、基金ごとの目的や社会情勢等の変化を踏まえて個別に判断すべきものであり、全庁的に一律の見直し方針や見直し頻度を設けることはなじまないものと考えています。 このため、引き続き基金の設置目的に応じて適切に見直しを行ってまいります。基金の見直しに関する全庁的な方針を定める考えはありません。	令和8年4月1日現在

令和6年度「基金に係る事務及び基金に関連する事業の執行について」
「意見」の措置状況

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
31	第4 監査の結果 【2】基金の管理全般にかかる監査の総括 1. 基金全般にかかる監査の結果及び意見 (3) 基金にかかる積立方針及び中長期計画について（意見） 基金は、条例で定められた目的を達成するために活用する必要があるが、大部分の基金は、年度ごとに基金を財源にした事業計画を策定して、予算化し、執行するにとどまっている。 近年はふるさと納税の寄附による積立が増加傾向にあるが、ふるさと納税は返礼品の内容次第で寄附額が大きく増減する性格をもち、また、市民からの寄附や剰余金による積立ても、時期や金額を精度高く予測することが難しいため、中長期計画は実行可能性に疑義があり作成する意義が乏しいとの考えもある。 しかし、【2】1（2）のグラフのとおり、市の基金残高が他の中核市と比べて少ない状況にあるなか、限りある資金を有効かつ効率的に活用するためには計画的に事業を進める必要がある。 また、基金の活用方針や活用計画がない場合、一般会計からの予算配分が少ないときに基金を活用するといった、所管課の貯金としての位置付けにされてしまいかねない。 基金にかかる積立方針及び中長期計画が策定されていないことに関しては、各基金においても、次のとおり結果・意見を報告事項として記載している。 （表省略） 基金は特定の目的のために財産を維持し、積み立て、又は定額の資金を運用するために設定されている。特定の目的に取り組むためには、本来、必要となる資金の目標額があり、それに向けた積立計画が必要であり、かつ、目的達成に向けた活用の「方針」を策定する必要がある。また、基金の性格にもよるが、安定的な積立での見込みが立つ場合や多額の資金を保有する場合は、「方針」に基づき「中長期計画」を策定する必要性があるかどうかを検討するべきと考える。 （後略）	財政課	措置しない （見解の相違）	基金はそれぞれ条例に基づく個別の設置目的及び運用実態が異なり、積立での原資、活用時期、必要額の見込み等を一律に中長期計画へ落とし込むことは困難です。 また、ふるさと納税、寄附金、剰余金等の積立では年度ごとの変動が大きく、計画の実行可能性を確保することが難しいことから、各基金ごとに画一的な積立方針及び中長期計画を策定する考えはありません。 なお、各基金の活用にあたっては、個別の事業計画及び予算編成を通じて、必要な事業への適切な充当を図っており、今後も基金の設置目的に応じた柔軟かつ効率的な運用を継続します。	令和8年4月1日現在
36	第4 監査の結果 【2】基金の管理全般にかかる監査の総括 1. 基金全般にかかる監査の結果及び意見 (4) ふるさと納税を活用した基金の運用について（意見） 第3に記載のとおり、市では、ふるさと納税について、受け取った寄附金を使い道に合った基金へ振り替えるといった運用をしていない（ただし、奈良市児童相談所基金を除く）。現在は、集めた寄附金を、クラウドファンディングといった受入年度の事業に充当するものを除いて、「奈良市中心のふるさと応援基金」に積み立て、その使い道については寄附者の意向に沿って関係課が充当事業を選定し、寄附金を受け取った年の翌事業年度から充当している。 以下の各基金においては、記載のとおり、「寄附金の集めやすさ」・「残高の少ない基金の有効活用」・「所管部署による充当事業の決定」に資するため、心のふるさと応援基金に集められた寄附金をそれぞれの使い道にあった基金へ振り替えることが望ましい。	広報課	措置しない （見解の相違）	ふるさと納税による寄附金につきましては、現在、寄附者より選択いただいた使途に応じ、翌年度において各事業へ充当する運用を行っております。寄附金の受け入れから翌年度の事業充当までを一括して行う本市の現行スキームは、寄附者の意向を確実に各事業へ反映させるという観点において、目的を十分に達成できているものと認識しております。 また、使途先となる事業のラインナップは、市政の進展や社会情勢の変化に伴い、毎年度見直す必要があります。そのため、使途先ごとに個別の基金を創設・廃止する運用を行うことは、管理事務の煩雑化を招くのみならず、基金の設置に係る条例改正等の手続きを要することから、機動的な対応を妨げる懸念がございます。 つきましては、現状の運用を維持しつつ、今後とも寄附者の想いを事業へ確実に反映できるよう努めてまいりたいと考えております。	令和8年4月1日現在

令和6年度「基金に係る事務及び基金に関連する事業の執行について」
「意見」の措置状況

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
44	第4 監査の結果 【3】監査の結果及び意見 1. 奈良市財政調整基金 (7) 監査の結果及び意見 ①繰替運用に関する規程制定の必要性について（意見） 繰替運用とは、資金不足に対応するために、基金に属する現金を歳計現金へ一時的に繰り替えて使用することである。歳計現金とは、歳入及び歳出に係る現金であり、日々の支払に充てる資金のことである。歳計現金は季節的な変動が大きく、一時的な資金不足が発生する場合がある。そのような場合に、繰替運用によって、一時的に基金に属する現金をもって資金不足が補填される。当基金を繰替運用することができる旨は奈良市財政調整基金条例第6条に規定されているが、繰替運用の判断及び手続について規定やマニュアルなどで明文化したものがない。 過去に、地域振興基金から一般会計への 4,000,000 千円の繰替運用が行われた実績があり、現在は繰替運用が必要な都度、過去の事例を参考に慣習的に事務処理が行われている。繰替運用は条例を根拠として運用しているそれぞれの基金を、その基金以外の事業等のために活用するものの、内部での一時的な資金融通であるため、期間や利率を決めて運用する必要があり、年度を跨ぐ運用は認められていない。 基金の運用に関しては、地方自治法第 241 条第2項及び地方財政法第8条により、「目的に応じ、確実かつ効率的に運用しなければならない。」と定められていることを踏まえ、繰替運用によって基金が棄損することがないように、繰替運用の判断及び手続について繰替運用方針として明文化し、全庁的に統一的な運用を図るべきである。	財政課	検討中	繰替運用方針作成について検討しており、関係課と協議を進めています。	令和8年4月1日現在
52	第4 監査の結果 【3】監査の結果及び意見 4. 奈良市減債基金 (7) 監査の結果及び意見 ①基金残高について（意見） 当基金は市債の償還に必要な財源を確保し、将来にわたる本市財政の健全な運営に資することを目的に設置されているが、令和5年度末時点における市債残高に占める当基金残高の割合は約 0.94%と1%にも満たない水準であり、将来の市債償還に充てるだけの十分な残高規模であるとは言い難い。また、過去 10 年間の市債残高に対する当基金残高の割合を見ると、当基金残高が大幅に増加した令和3年度を境に1%未満から1%前後となっているが、当基金の確保に関する具体的な方針・計画が明確でないため、「市債の償還に必要な財源を確保し、将来にわたる本市財政の健全な運営に資すること」としている当基金の目的に合った基金の運用状況であるかどうかの評価できない。 「市債の償還に必要な財源を確保し、将来にわたる本市財政の健全な運営に資する」という目的の実現に向けては、中長期的な視点に立った一定の計画に基づいて基金を積み立て、適正な基金残高を堅持することが必要であると考えられる。	財政課	措置しない (見解の相違)	本市は満期一括償還型の地方債を発行していないため、実質公債費比率の算定上、減債基金の積立不足は生じていません。 また、減債基金の目的の一部は財政調整基金と重複しており、本市では主として財政調整基金の残高確保により、将来にわたる財政の健全な運営を図っています。 さらに、基金運用で市債金利を上回る利回りを得ることは難しいことから、積極的な基金積立よりも、市債残高の縮減による公債費負担の軽減を優先しています。 なお、普通交付税の振替財源である臨時財政対策債の償還費用については、必要に応じて減債基金を活用しており、その他県補助金についても、適宜積み立てを行うことにより、将来の公債費の負担に備えています。今後も同様の方針を継続します。	令和8年4月1日現在

令和6年度「基金に係る事務及び基金に関連する事業の執行について」
「意見」の措置状況

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
55	第4 監査の結果 【3】監査の結果及び意見 5. 奈良市民文化振興基金 (7) 監査の結果及び意見 ①基金の今後の運用について（意見） 基金設立時には 200,000 千円の残高があり、必要な事業に充当された結果、平成 29 年度に残高が 0 円となった。令和 5 年度では残高が 4,100 千円となっている。 現状、文化振興に係る必要な支出額は一般会計予算の事業費として執行されていることから、当基金を設置したときに期待された役割は果たされたものと考えることができる。この考え方に立てば、役割を終えた基金は廃止することが適当である。 所管課としても、文化振興に関する寄附（個人のふるさと納税を除く）が積立対象であり、今後の見通しが立てづらく、継続性、安定性に課題感を持っている。この点、ふるさと納税による資金獲得額が増加傾向にあり、ふるさと納税の寄附目的の中に、「なら国際映画祭への支援」・「Japan National Orchestra への支援」・「暮らしに芸術の感動を届けるプロジェクト」と、文化振興事業に関連するものがある。文化振興事業に関連する資金を確保する必要性からふるさと納税（寄附）で資金を集めているのであれば、これらの目的に沿ったふるさと納税額を当基金に充てて運用を行うことが適当である。	文化振興課	検討中	当該基金は「市民文化の向上を目的とする事業推進に必要な資金を積み立てるため」のものです。 文化振興に係る取組みは公共性を有し、本来的に市が支出を負担するものでありますが、施設の改修や新たな文化活動への支援など、特別な支出等において、基金の活用が見込まれます。現在も断続的ではありますが、個人・企業からの寄附があり、基金として機能していると考えます。 文化振興事業を用途とするふるさと納税による寄附金の運用については、市全体におけるふるさと納税の用途設定と関わっているため、関係各課との調整及び検討が必要です。	令和8年4月1日現在
58	第4 監査の結果 【3】監査の結果及び意見 6. 奈良市街並み保存整備事業基金 (7) 監査の結果及び意見 ①基金の今後の運用について（意見） 当基金が設置された際には、約 10 億円の残高があったものの、必要な事業に充当されてきた結果、令和元年度末に残高が 0 円となって以降、令和 5 年度までその状況が続いている。 現状、町並みの保存整備に係る必要な支出額は、一般会計予算の事業費として執行されていることから、当基金を設置したときに期待された役割は果たされたものと考えることができる。この考え方に立てば、役割を終えた基金は廃止することが適当である。 一方で、ふるさと納税による資金獲得額が増加傾向にあり、ふるさと納税の寄附目的の中に、「文化財の保存及び活用事業」・「観光振興事業」が設けられている。 当該事業で想定されるものが「奈良にふさわしい伝統的景観を造り出すため」という当基金の設置目的に適うのであれば、これらの目的に沿ったふるさと納税額を当基金に充てて運用を行うことが適当である。	観光戦略課	措置しない（見解の相違）	本基金は、町並み保存整備事業を推進し、奈良にふさわしい伝統的景観の形成に必要な資金を積み立てることを目的として設置されたものです。主として建造物の修理修景事業に係る補助金の財源として活用してきましたが、基金残高がなくなった令和2年度以降は当該年度の財源のみで執行しており、現行の手法で対応が可能な状況にあります。このため、修理修景事業に限れば、基金を用いずとも対応できる体制が整っています。 また、ふるさと納税の活用について、「文化財の保存及び活用事業」や「観光振興事業」で得た寄附金は、一般財源として多くの関連事業へ活用しており、これらを本基金に積み立てることは適当ではないと思われます。 一方で、当基金は過去に建造物の修理修景事業以外にも多様な事業に活用された実績があります。したがって、今後、寄附金等の新たな財源が生じた場合には、修理修景事業以外の事業で基金を活用する可能性があるため、基金としての受け皿を確保しておくことが有効であると考えます。 以上の理由から、基金の廃止は行わず、将来の寄附受入れや事業展開に柔軟に対応できるよう、基金を存続させることが適当であると考えます。	令和8年4月1日現在

令和6年度「基金に係る事務及び基金に関連する事業の執行について」
「意見」の措置状況

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
62	第4 監査の結果 【3】監査の結果及び意見 7. 奈良市福祉基金 (7) 監査の結果及び意見 ②福祉に関する寄附金事務について（意見） 当基金においては、一定の頻度にて個人からの寄附金を受け入れている実績（記録）が認められたが、福祉全般に関する寄附金は福祉政策課が受付窓口となっている。また、近年、市でも増えつつあるふるさと納税における使い道の指定は、福祉に関しては児童相談所応援などに用途が絞られている。このため、福祉の他の用途にも利用し持続可能な基金の運用を行うため、より寄附金を集めやすくする観点から、ふるさと納税での使い道の指定を福祉全般に広げるべきである。	福祉政策課	措置済	令和7年度分より、ふるさと納税における福祉部門の使い道の項目設定しました。	令和8年4月1日現在
77	第4 監査の結果 【3】監査の結果及び意見 12. 奈良市地域振興基金 (7) 監査の結果及び意見 ①基金の今後の運用について（意見） 基金設立時に 4,000,000 千円が積み立てられ、以降、一定期間にわたって基金は一切使われていなかった。その理由としては、一般会計への繰替運用中は基金の取崩しができないが、平成 18 年度から令和 4 年度まで財源不足に対応するため一般会計への繰替運用が行われていたことが大きな要因の一つである。 また、当基金は市町村の合併に伴う合併特例債 3,800,000 千円と一般会計200,000 千円を財源として積み立てられたものであるが、取崩しについては合併特例債の償還額が上限額となるといった制限がある。令和 5 年度の合併特例債の残高は 1,900,000 千円であるため、2,100,000 千円利用可能であるが、令和 5 年度決算残高（出納整理期間後残高）においても 3,677,801 千円と多くの残高が残っている。 当基金は新市建設計画に関する事業及び月ヶ瀬地域や都祁地域の活性化に関する事業に充当するとされている。新市建設計画とは、「奈良市の総合計画を基本に、月ヶ瀬村及び都祁村の総合計画等を継承しつつ、奈良市、月ヶ瀬村及び都祁村の合併後の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と地域の発展を図る具体的なまちづくりの方向を示すため（新市建設計画より）」に計画されたものである。 よって、新市建設計画等をベースにし、「月ヶ瀬村、都祁村との合併後の新たな奈良市における市民の連帯の強化、地域振興等に要する経費の財源に充てるため（市への質問書回答より）」という目的に沿った形で、今後どのように当基金を活かすことができるか、より具体的な活用方針・計画を検討・立案することが必要であると考えられる。	総合政策課	措置済	令和7年度で計画期間が終了した「新市建設計画」の理念・取組を未来へ継承しさらに発展させるため、月ヶ瀬地域・都祁地域を含めた東部地域全体の中長期のビジョンを示す「東部振興計画」を策定することとし、令和8年2月にその素案をとりまとめました。 地域振興基金については、新市建設計画に基づき実施した取組への活用を継承しながらも、この東部振興計画のビジョンに沿って、効果的かつ計画的に活用することとしています。 なお、東部振興計画については、素案をベースに、地域の特性に応じた施策の検討など内容を精査し、奈良市第5次総合計画後期推進方針と整合性を図るため、令和9年度からの本格実施に向けて、東部振興局が中心となって、令和8年度中に策定する予定です。	令和8年4月1日現在

令和6年度「基金に係る事務及び基金に関連する事業の執行について」
「意見」の措置状況

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
86	第4 監査の結果 【3】監査の結果及び意見 15. 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり基金 (7) 監査の結果及び意見 ①基金の在り方について（意見） 市は、「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例」（平成21年7月1日施行）に基づき、当基金を設置した。当基金が設置された目的は、市民活動の活性化と、市民主体による魅力ある地域社会の発展を目指し、市民公益活動団体や事業を支援したい方からの寄附金の受け皿とするためである。 当該条例を踏まえた「（仮称）奈良市市民が選ぶ1%支援制度に対する提言」（平成22年3月4日 奈良市市民公益活動推進会議）によれば、支援制度実施要綱について検討を行ったが制度化には至らなかった。 （中略） 平成22年度、平成23年度の2年度にわたり基金積立金などの予算案が提出されたが、市議会において予算案が0円に減額され、それ以降、当基金については活用に至っていない。 当基金は、基金設置当初から令和5年度まで残高が0円で推移しており、関係する事業については、一般会計予算の事業費として執行されている。また、寄附による基金の積立も行われていない。基金残高が0円で推移している背景については、当基金の目的としている市民公益活動の推進に関して、ボランティアや地域活動等の支援には毎年度必要な予算措置を講じていることから、予算として当基金に積立てを行うという具体的な取組は行っていないとのことであった。この事実は、市民公益活動に必要な資金を提供するという基金を設置した当初の目的が蔑ろにされているとも捉えられる。 今後も当基金への一般会計からの積立てや寄附が見込めないのであれば、基金の在り方について、廃止を含めて検討するべきである。	地域づくり推進課	検討中	本基金が設置以来、予算措置や寄附の受け入れが行われず残高が0円で推移してきた実態及び市民公益活動の推進に係る事業を一般会計予算により執行している現状や、設置当初と比較して「ふるさと納税」が普及し、寄附者が使途を指定できる仕組みが広がっているといった社会情勢の変化を踏まえ、本基金の在り方について、令和8年度中に廃止を含めた見直しの検討に着手します。	令和8年4月1日現在
89	第4 監査の結果 【3】監査の結果及び意見 16. 奈良市森林活性化推進基金 (7) 監査の結果及び意見 ①基金の活用計画の策定について（意見） 森林環境譲与税収支フレームに基づき3年先までの当基金に関する計画は策定されているが、中長期的な視点からの計画が策定されていない。基金を有効活用する観点から、現状の課題とそれを解決するための活用方針及び市民の満足度をさらに高める新たな取組みの策定などが必要である。事例として、兵庫県神戸市では森林環境譲与税を活用した森林整備実施計画を策定している。このように、具体的な実施計画を策定することが望ましい。 なお、現状、毎期継続的に充当する事業数は少ないこと、中長期的な基本計画が策定されていないことから、学校や公共施設などの改修工事といった臨時的な事業の活用が多いと考えられる。基金の有効活用という観点から、例えば、千葉県浦安市及び山武市で活用されているカーボンオフセット事業の取組みを計画するといった中長期的な計画を策定し、積極的な活用を検討すべきである。	農政課	措置しない （見解の相違）	本市では森林整備にかかる長期的な計画として奈良市森林整備計画（令和5年～令和14年）を策定しております。 また、ご意見にあるとおり、3年先までの基金に関する計画は策定済みです。 10年後の目標を掲げた森林整備計画に基づき、3年先までの基金に関する計画を策定し、さらに当該年度の事業執行にかかる予算がある中、さらに実施計画を定めることについては費用対効果の面について疑義も多いことから、さらなる計画を策定することは考えておりません。 なお、事例として挙げられた神戸市の森林整備実施計画はすでに他の計画に統合されており、また浦安市と山武市の事例については、前者が市内に森林を有せず、については森林環境譲与税の用途が必要な自治体、後者が令和元年度の房総半島台風で山林が大きな被害を受けて復旧に多額の費用が必要な自治体であり、いずれも本市とはかなり状況が異なるため、直ちにあてはめることは適切ではないと考えます。	令和8年4月1日現在

令和6年度「基金に係る事務及び基金に関連する事業の執行について」
「意見」の措置状況

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
95	第4 監査の結果 【3】監査の結果及び意見 17. 奈良市児童相談所基金 (7) 監査の結果及び意見 ①基金の積立目標金額設定の必要性について（意見） 現状、ふるさと納税による寄附金を原資として基金を積み立てているが、将来の支出に備えるため、積立額が取崩額よりも多くなるように、検査用具などの備品購入や里親等への独自補助など児童相談所に直接的に関連する用途に絞って充当していることから、残高が増えている傾向にある。 一方で、支出内容である「児童相談所に直接的に関連する用途」について将来の支出内容が具体的に示されたものはない。このため、当基金を充当することとなる、将来に必要な支出の内容を想定し、それに備える金額を設定することなどが必要である。そしてまた、積立目標金額を超える金額については積極的に活用すべきである。	子ども安心課	措置済	将来の支出内容について、「児童相談所の整備及び運営に必要な資金を積み立てる」という基金の目的に従い、子どもセンターの設備整備に将来必要な費用の洗い出しを行いました。また、令和6年度より実施している、里親やファミリーホームのへの支援を継続的に実施するために必要な費用として3,600千円を見込み、施設整備に必要な費用と合わせて、令和8年2月に中長期的な運用計画を作成しました。 竣工後10年を経過する令和13年度を設備整備の初年度として、以降5年毎に設備整備を行うことを想定して、必要経費を算出し、積立目標としています。	令和8年4月1日現在